

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	小班	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権は設定しないものとする。</p>
	大字谷瀬	139	1293	8・9	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	大字谷瀬	139	1293	8・9	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

十津川村全図

高度672.35M

計画対象森林

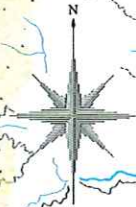
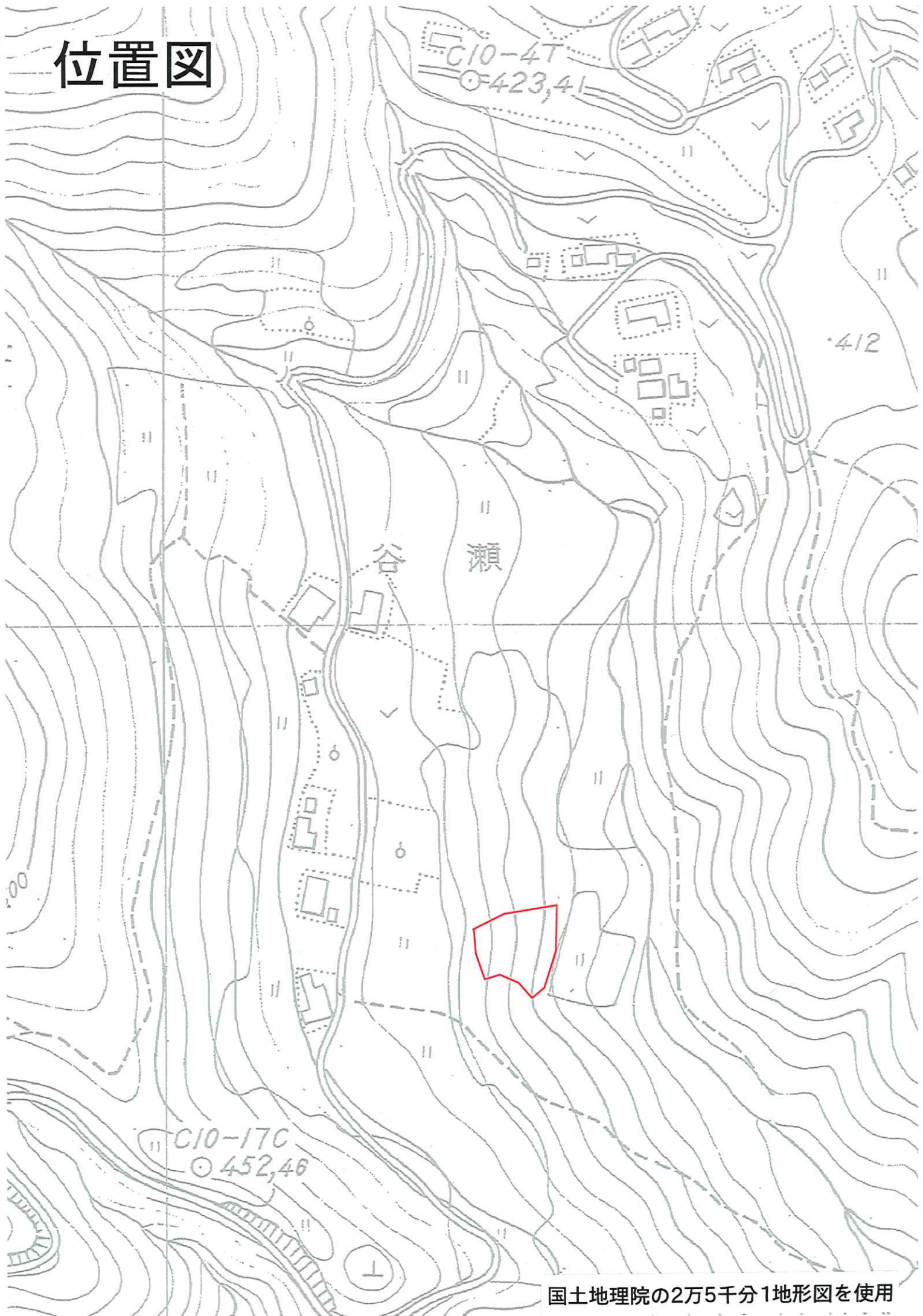


図 十津川村大字小野225番地の1 東経136度54分 北緯33度30分 標高177.0m

記号	
○	大字小野225番地の1
●	大字小野225番地の2
○	大字小野225番地の3
●	大字小野225番地の4
○	大字小野225番地の5
●	大字小野225番地の6
○	大字小野225番地の7
●	大字小野225番地の8
○	大字小野225番地の9
●	大字小野225番地の10
○	大字小野225番地の11
●	大字小野225番地の12
○	大字小野225番地の13
●	大字小野225番地の14
○	大字小野225番地の15
●	大字小野225番地の16
○	大字小野225番地の17
●	大字小野225番地の18
○	大字小野225番地の19
●	大字小野225番地の20
○	大字小野225番地の21
●	大字小野225番地の22
○	大字小野225番地の23
●	大字小野225番地の24
○	大字小野225番地の25
●	大字小野225番地の26
○	大字小野225番地の27
●	大字小野225番地の28
○	大字小野225番地の29
●	大字小野225番地の30
○	大字小野225番地の31
●	大字小野225番地の32
○	大字小野225番地の33
●	大字小野225番地の34
○	大字小野225番地の35
●	大字小野225番地の36
○	大字小野225番地の37
●	大字小野225番地の38
○	大字小野225番地の39
●	大字小野225番地の40
○	大字小野225番地の41
●	大字小野225番地の42
○	大字小野225番地の43
●	大字小野225番地の44
○	大字小野225番地の45
●	大字小野225番地の46
○	大字小野225番地の47
●	大字小野225番地の48
○	大字小野225番地の49
●	大字小野225番地の50
○	大字小野225番地の51
●	大字小野225番地の52
○	大字小野225番地の53
●	大字小野225番地の54
○	大字小野225番地の55
●	大字小野225番地の56
○	大字小野225番地の57
●	大字小野225番地の58
○	大字小野225番地の59
●	大字小野225番地の60
○	大字小野225番地の61
●	大字小野225番地の62
○	大字小野225番地の63
●	大字小野225番地の64
○	大字小野225番地の65
●	大字小野225番地の66
○	大字小野225番地の67
●	大字小野225番地の68
○	大字小野225番地の69
●	大字小野225番地の70
○	大字小野225番地の71
●	大字小野225番地の72
○	大字小野225番地の73
●	大字小野225番地の74
○	大字小野225番地の75
●	大字小野225番地の76
○	大字小野225番地の77
●	大字小野225番地の78
○	大字小野225番地の79
●	大字小野225番地の80
○	大字小野225番地の81
●	大字小野225番地の82
○	大字小野225番地の83
●	大字小野225番地の84
○	大字小野225番地の85
●	大字小野225番地の86
○	大字小野225番地の87
●	大字小野225番地の88
○	大字小野225番地の89
●	大字小野225番地の90
○	大字小野225番地の91
●	大字小野225番地の92
○	大字小野225番地の93
●	大字小野225番地の94
○	大字小野225番地の95
●	大字小野225番地の96
○	大字小野225番地の97
●	大字小野225番地の98
○	大字小野225番地の99
●	大字小野225番地の100



位置図



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	小班	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 経営管理実施権は設定しないものとする。
	大字谷瀬	143	1293	15・16 72・74	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	大字谷瀬	143	1293	15・16 72・74	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

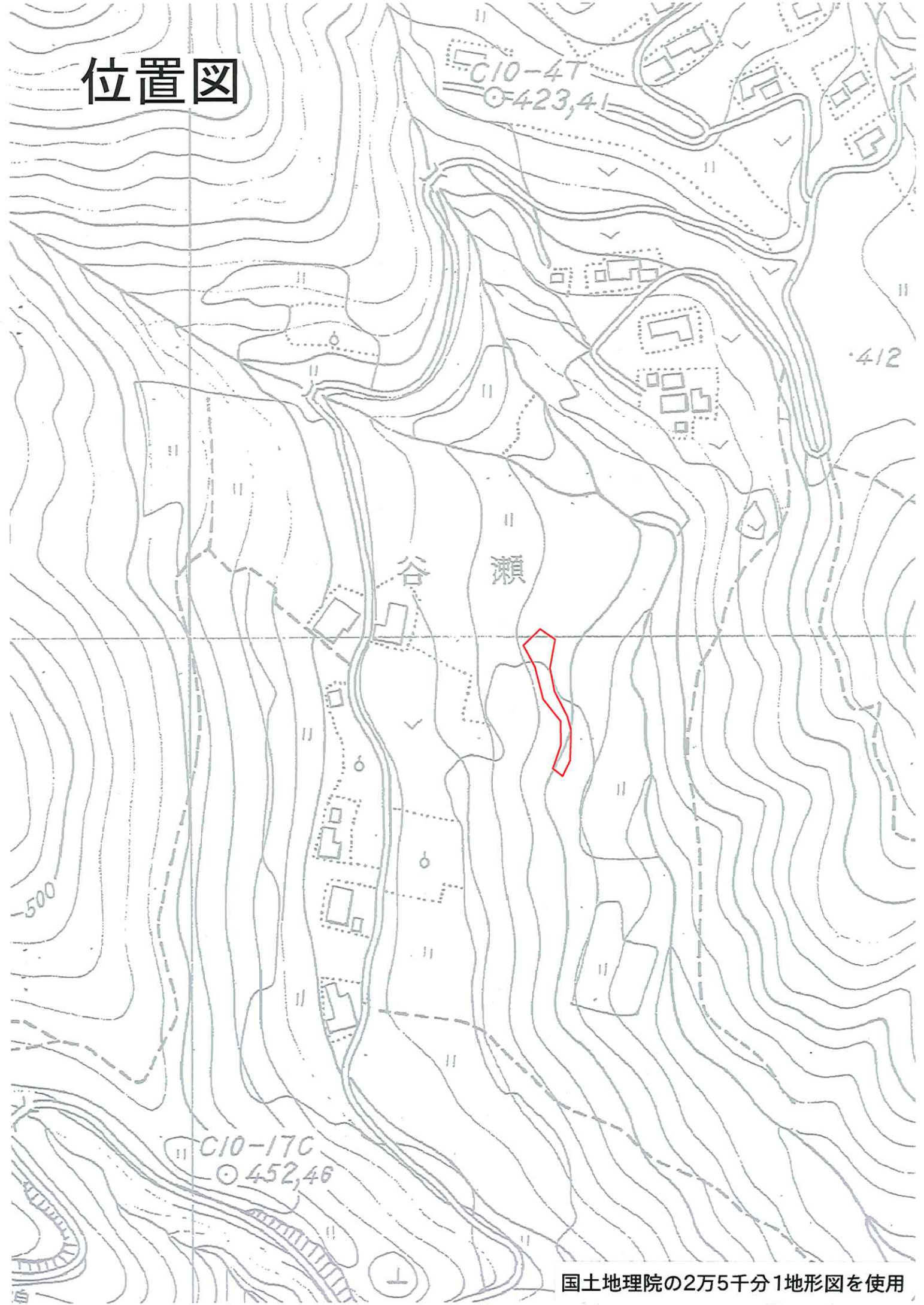
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番 号	理 号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 十津川村長 更谷 慈禧			(所在地) 奈良県吉野郡十津川村大字小原 2 2 5 番地の 1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	小 班	地 目	面 積 ha	現 況 樹 種	現 況 林 齢							
1	大字谷瀬	533	1293	16・74・75	山林	0.07 (0.09)	スギ	56^61	2021. 4. 1	10年 (2031. 3. 31)	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	別添 3 参照		
2	大字谷瀬	535	1293	77	山林	0.04 (0.04)	スギ	56	同上	同上	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照	別添 3 参照		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)	住 所 (同上)	十津川村長 更谷 慈禧	印
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上)	XXXXXXXXXX	

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に 2 段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1 筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に 2 段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	小班	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 経営管理実施権は設定しないものとする。
	大字谷瀬	533	1293	16・74・75	
		535	1293	77	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	大字谷瀬	533	1293	16・74・75	
		535	1293	77	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

十津川村全図

高度672.35M

計画対象森林

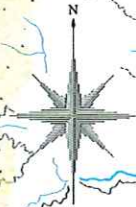
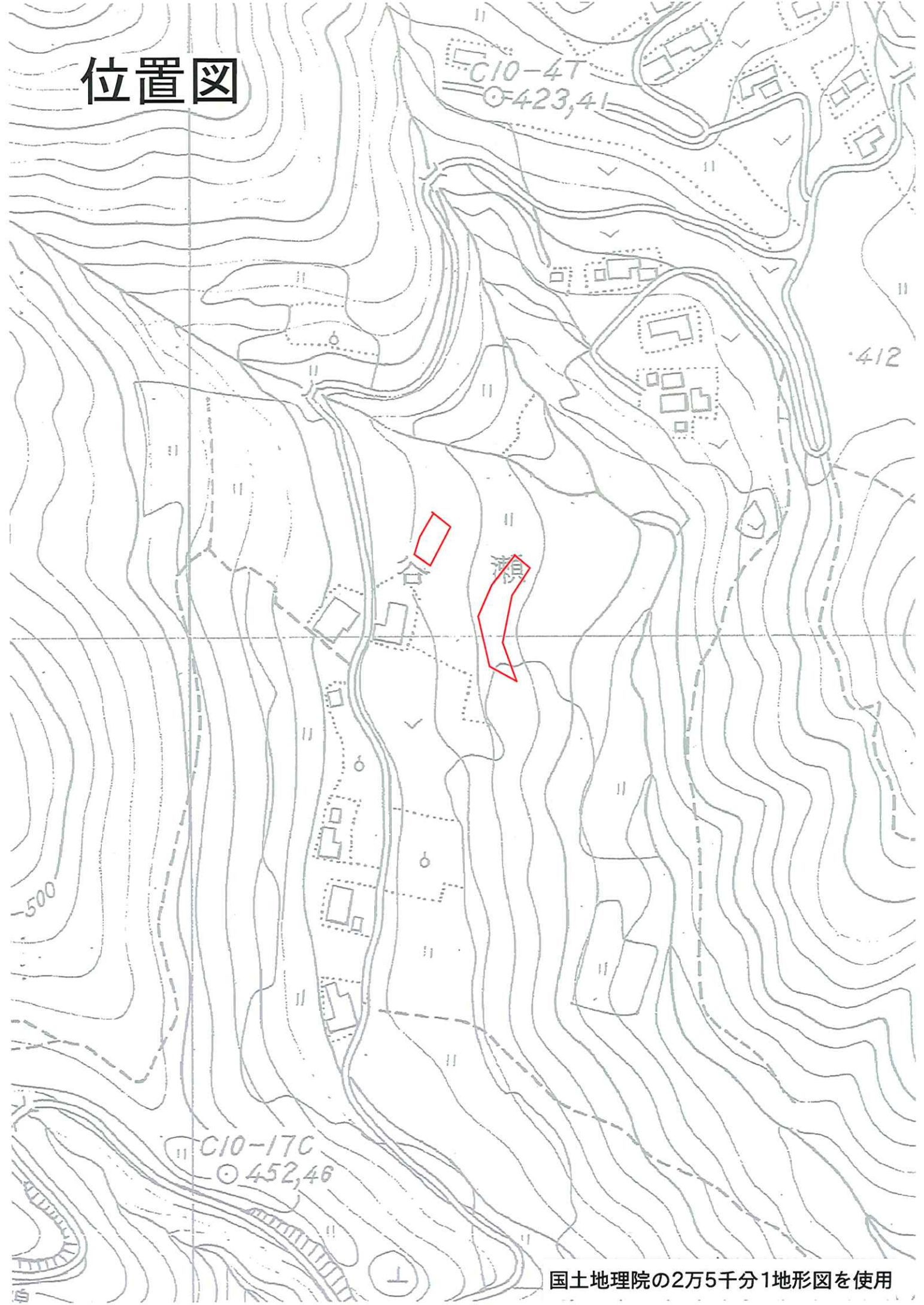


図 十津川村大字小野225番地の1 東経136度54分 北緯33度30分

記号	
○	大字小野225番地の1
●	大字小野225番地の2
○	大字小野225番地の3
●	大字小野225番地の4
○	大字小野225番地の5
●	大字小野225番地の6
○	大字小野225番地の7
●	大字小野225番地の8
○	大字小野225番地の9
●	大字小野225番地の10
○	大字小野225番地の11
●	大字小野225番地の12
○	大字小野225番地の13
●	大字小野225番地の14
○	大字小野225番地の15
●	大字小野225番地の16
○	大字小野225番地の17
●	大字小野225番地の18
○	大字小野225番地の19
●	大字小野225番地の20
○	大字小野225番地の21
●	大字小野225番地の22
○	大字小野225番地の23
●	大字小野225番地の24
○	大字小野225番地の25
●	大字小野225番地の26
○	大字小野225番地の27
●	大字小野225番地の28
○	大字小野225番地の29
●	大字小野225番地の30
○	大字小野225番地の31
●	大字小野225番地の32
○	大字小野225番地の33
●	大字小野225番地の34
○	大字小野225番地の35
●	大字小野225番地の36
○	大字小野225番地の37
●	大字小野225番地の38
○	大字小野225番地の39
●	大字小野225番地の40
○	大字小野225番地の41
●	大字小野225番地の42
○	大字小野225番地の43
●	大字小野225番地の44
○	大字小野225番地の45
●	大字小野225番地の46
○	大字小野225番地の47
●	大字小野225番地の48
○	大字小野225番地の49
●	大字小野225番地の50
○	大字小野225番地の51
●	大字小野225番地の52
○	大字小野225番地の53
●	大字小野225番地の54
○	大字小野225番地の55
●	大字小野225番地の56
○	大字小野225番地の57
●	大字小野225番地の58
○	大字小野225番地の59
●	大字小野225番地の60
○	大字小野225番地の61
●	大字小野225番地の62
○	大字小野225番地の63
●	大字小野225番地の64
○	大字小野225番地の65
●	大字小野225番地の66
○	大字小野225番地の67
●	大字小野225番地の68
○	大字小野225番地の69
●	大字小野225番地の70
○	大字小野225番地の71
●	大字小野225番地の72
○	大字小野225番地の73
●	大字小野225番地の74
○	大字小野225番地の75
●	大字小野225番地の76
○	大字小野225番地の77
●	大字小野225番地の78
○	大字小野225番地の79
●	大字小野225番地の80
○	大字小野225番地の81
●	大字小野225番地の82
○	大字小野225番地の83
●	大字小野225番地の84
○	大字小野225番地の85
●	大字小野225番地の86
○	大字小野225番地の87
●	大字小野225番地の88
○	大字小野225番地の89
●	大字小野225番地の90
○	大字小野225番地の91
●	大字小野225番地の92
○	大字小野225番地の93
●	大字小野225番地の94
○	大字小野225番地の95
●	大字小野225番地の96
○	大字小野225番地の97
●	大字小野225番地の98
○	大字小野225番地の99
●	大字小野225番地の100



位置図



C10-4T
○ 423,41

412

谷

瀬

500

C10-17C
○ 452,46

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	小班	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権は設定しないものとする。</p>
	大字谷瀬	142	1293	16・40	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	大字谷瀬	142	1293	16・40	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

十津川村全図

高度672.35M

計画対象森林

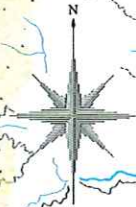
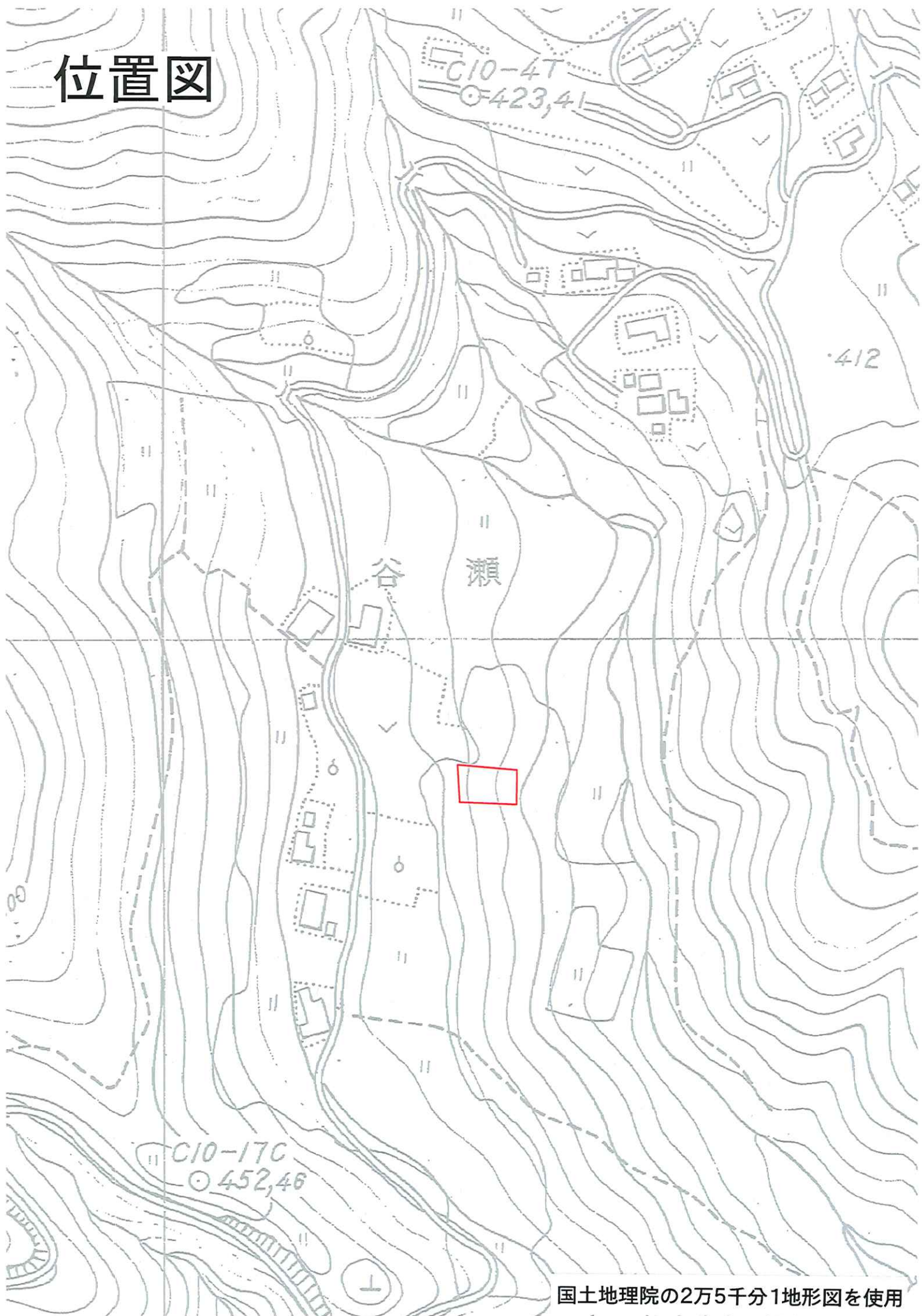


図 十津川村大字小野225番地の1 東経136度54分 北緯33度30分 標高177.0m

記号	
○	大字小野225番地の1
●	大字小野225番地の2
○	大字小野225番地の3
●	大字小野225番地の4
○	大字小野225番地の5
●	大字小野225番地の6
○	大字小野225番地の7
●	大字小野225番地の8
○	大字小野225番地の9
●	大字小野225番地の10
○	大字小野225番地の11
●	大字小野225番地の12
○	大字小野225番地の13
●	大字小野225番地の14
○	大字小野225番地の15
●	大字小野225番地の16
○	大字小野225番地の17
●	大字小野225番地の18
○	大字小野225番地の19
●	大字小野225番地の20
○	大字小野225番地の21
●	大字小野225番地の22
○	大字小野225番地の23
●	大字小野225番地の24
○	大字小野225番地の25
●	大字小野225番地の26
○	大字小野225番地の27
●	大字小野225番地の28
○	大字小野225番地の29
●	大字小野225番地の30
○	大字小野225番地の31
●	大字小野225番地の32
○	大字小野225番地の33
●	大字小野225番地の34
○	大字小野225番地の35
●	大字小野225番地の36
○	大字小野225番地の37
●	大字小野225番地の38
○	大字小野225番地の39
●	大字小野225番地の40
○	大字小野225番地の41
●	大字小野225番地の42
○	大字小野225番地の43
●	大字小野225番地の44
○	大字小野225番地の45
●	大字小野225番地の46
○	大字小野225番地の47
●	大字小野225番地の48
○	大字小野225番地の49
●	大字小野225番地の50
○	大字小野225番地の51
●	大字小野225番地の52
○	大字小野225番地の53
●	大字小野225番地の54
○	大字小野225番地の55
●	大字小野225番地の56
○	大字小野225番地の57
●	大字小野225番地の58
○	大字小野225番地の59
●	大字小野225番地の60
○	大字小野225番地の61
●	大字小野225番地の62
○	大字小野225番地の63
●	大字小野225番地の64
○	大字小野225番地の65
●	大字小野225番地の66
○	大字小野225番地の67
●	大字小野225番地の68
○	大字小野225番地の69
●	大字小野225番地の70
○	大字小野225番地の71
●	大字小野225番地の72
○	大字小野225番地の73
●	大字小野225番地の74
○	大字小野225番地の75
●	大字小野225番地の76
○	大字小野225番地の77
●	大字小野225番地の78
○	大字小野225番地の79
●	大字小野225番地の80
○	大字小野225番地の81
●	大字小野225番地の82
○	大字小野225番地の83
●	大字小野225番地の84
○	大字小野225番地の85
●	大字小野225番地の86
○	大字小野225番地の87
●	大字小野225番地の88
○	大字小野225番地の89
●	大字小野225番地の90
○	大字小野225番地の91
●	大字小野225番地の92
○	大字小野225番地の93
●	大字小野225番地の94
○	大字小野225番地の95
●	大字小野225番地の96
○	大字小野225番地の97
●	大字小野225番地の98
○	大字小野225番地の99
●	大字小野225番地の100



位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	20-1-05	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称) 十津川村長 更谷 慈禧				(所在地) 奈良県吉野郡十津川村大字小原2 2 5 番地の1					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期					
1	大字谷瀬	148	1293	72.73	田	0.09 (0.06)	スギ	56	2021. 4. 1	10年 (2031. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 100%;"> <p>この計画に同意する。</p> <p style="text-align: center;">権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) 十津川村長 更谷 慈禧 印</p> <p style="text-align: center;">権利を設定する森林の森林所有者(甲) 別紙のとおり</p> </div>														

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	大字谷瀬	148	1293	72・73	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権は設定しないものとする。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	大字谷瀬	148	1293	72・73	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

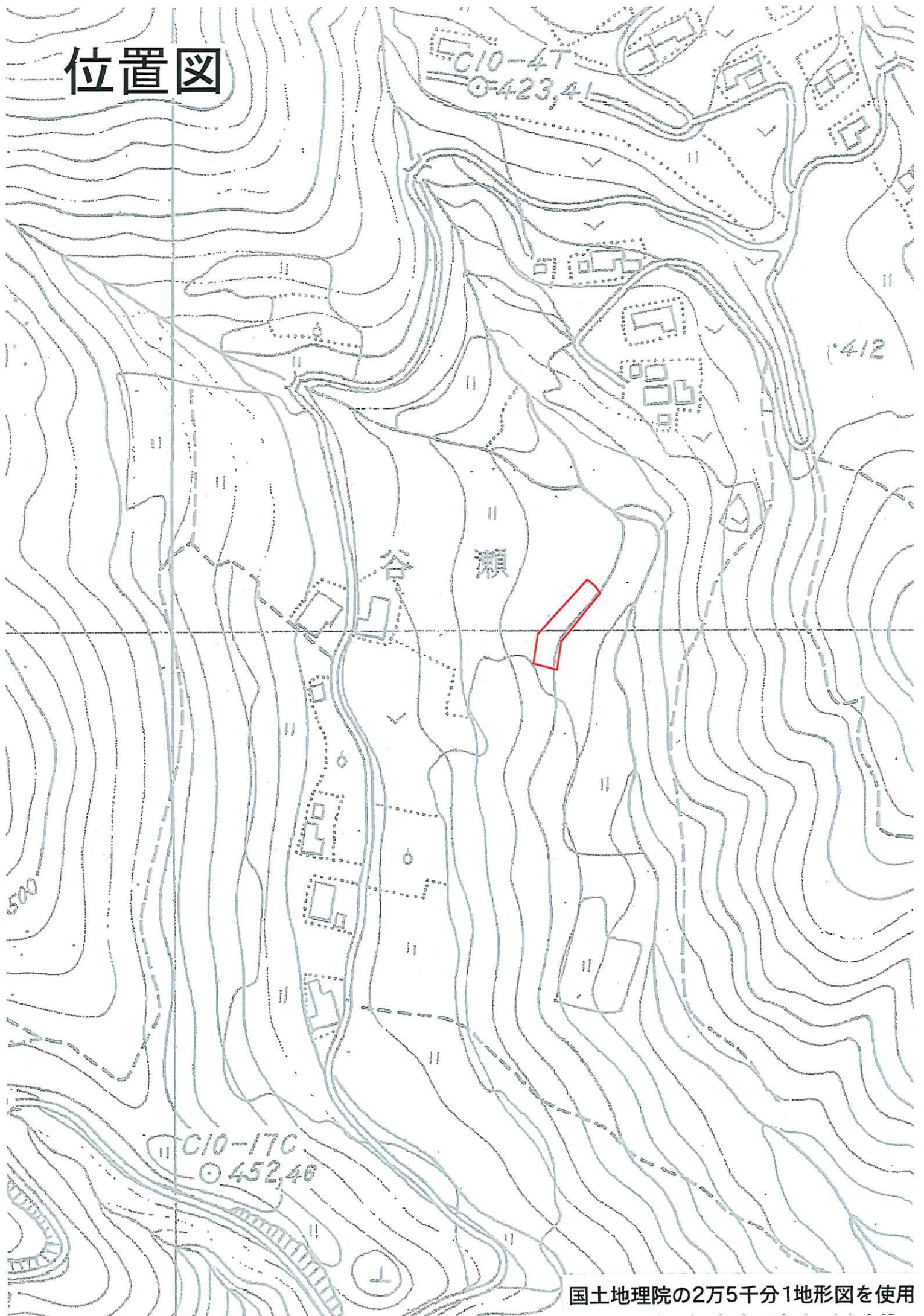
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	20-1-06	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 十津川村長 更谷 慈禧		(所在地) 奈良県吉野郡十津川村大字小原2 2 5番地の1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	大字谷瀬	137-1	1293	5・11 12・68	山林	0.17 (0.25)	スギ	52^71	2021. 4. 1	10年 (2031. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	大字谷瀬	137-2							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
3	大字谷瀬	137-3							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	大字谷瀬	137-4							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	大字谷瀬	137-6							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
6	大字谷瀬	141-1	1293	14・15 40・69	山林 原野	0.14 (0.25)	スギ	54^61	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
7	大字谷瀬	141-2							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
8	大字谷瀬	146-1							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
9	大字谷瀬	141-3	1293	40	原野	0.01 (0.03)	スギ	61	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
10	大字谷瀬	145	1293	72	山林	0.02 (0.03)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
11	大字谷瀬	577	1293	79・101 102	山林	0.22 (0.18)	スギ	41^56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
12	大字谷瀬	578							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
13	大字谷瀬	586-1							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
14	大字谷瀬	804	1293	78・100	山林 原野	0.03 (0.06)	スギ	51^56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
15	大字谷瀬	934							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
16	大字谷瀬	528	1293	73	山林	0.07 (0.05)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

十津川村長 更谷 慈禧

印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

別紙のとおり

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
① 大字谷瀬	137-1	1293	5・11 12・68	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 経営管理実施権は設定しないものとする。
	137-2			
	137-3			
	137-4			
	137-6			
	141-1	1293	14・15 40・69	
	141-2			
	146-1			
	141-3	1293	40	
	145	1293	72	
	577	1293	79・101 102	
	578			
	586-1			
	804	1293	78・100	
	934			
528	1293	73		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		
①	大宇谷瀬	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
		137-1	1293	5・11 12・68		
		137-2				
		137-3				
		137-4				
		137-6				
		141-1	1293	14・15 40・69		
		141-2				
		146-1				
		141-3	1293	40		
		145	1293	72		
		577	1293	79・101 102		
		578				
		586-1				
		804	1293	78・100		
934						
528	1293	73				

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

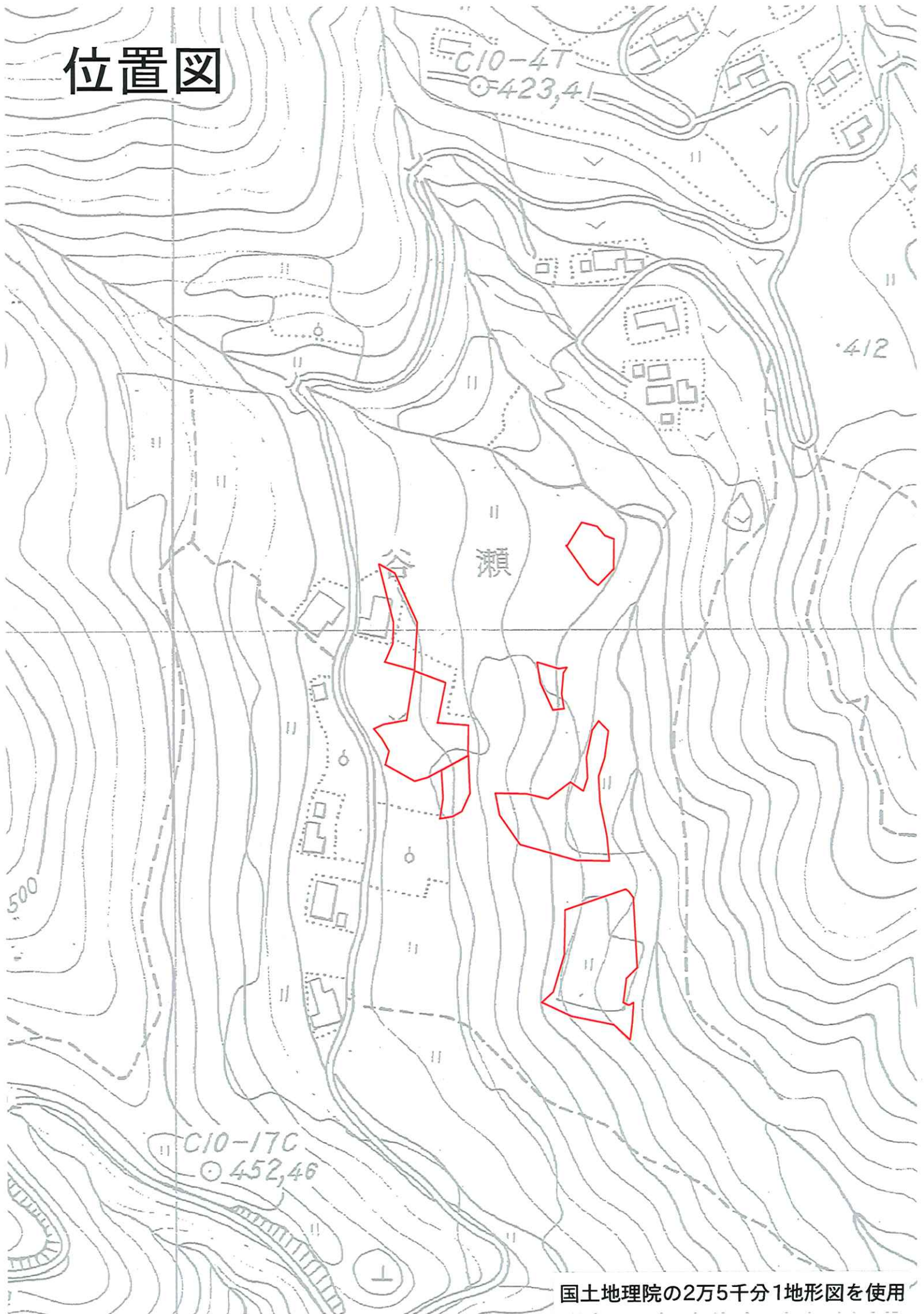
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番 号	理 号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 十津川村長 更谷 慈禧			(所在地) 奈良県吉野郡十津川村大字小原2 2 5 番地の1				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	大字谷瀬	149	1293	70・72	山林	0.02 (0.05)	スギ	56	2021. 4. 1	10年 (2031. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照			
2	大字谷瀬	569	1293	30	山林	0.03 (0.04)	スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 十津川村長 更谷 慈禧 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) XXXXXXXXXX</p> </div>																

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	大字谷瀬	149	1293	70・72	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権は設定しないものとする。</p>
		569	1293	30	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	大字谷瀬	149	1293	70・72	
		569	1293	30	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

十津川村全図

高度672.35M

計画対象森林

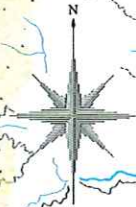
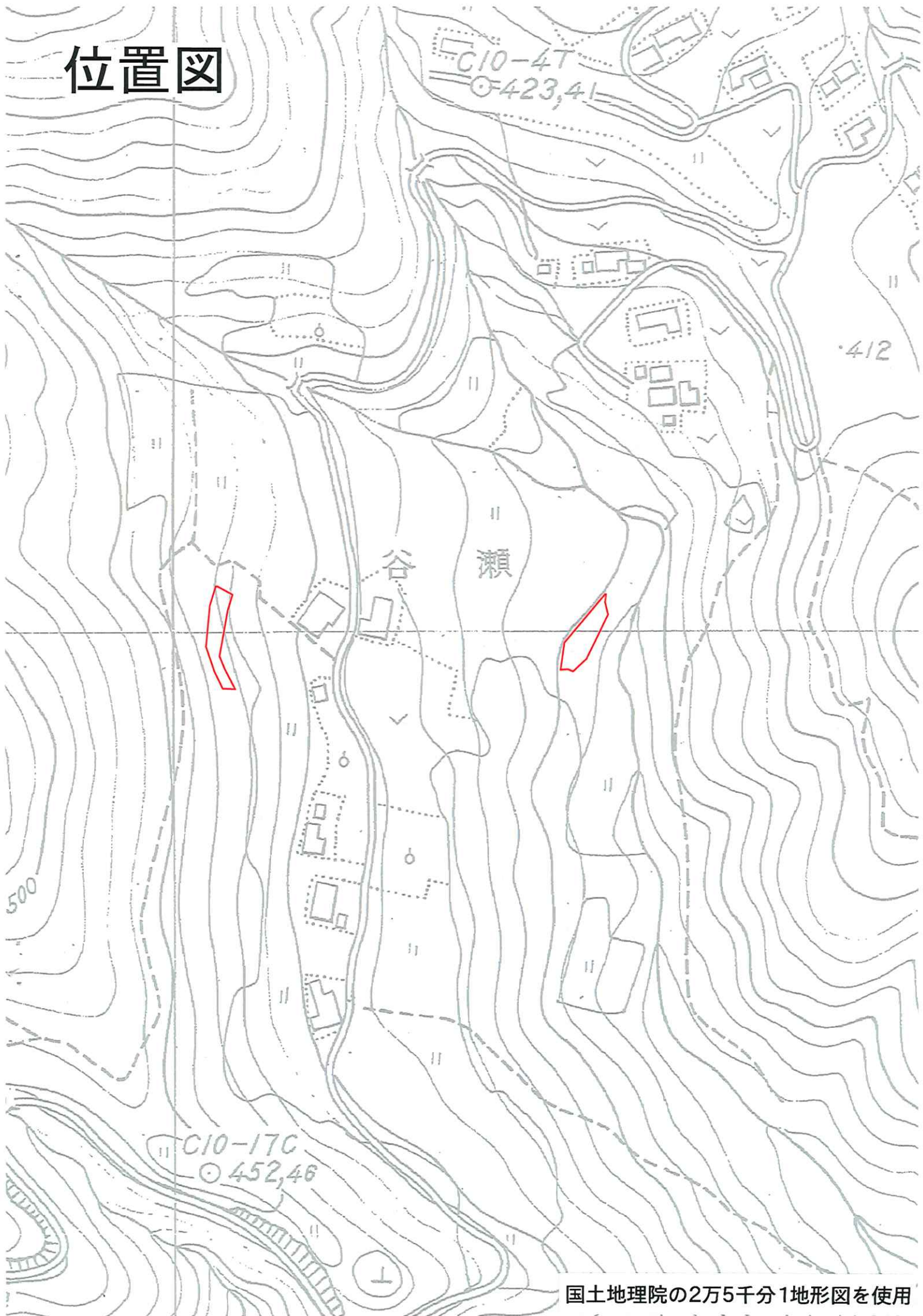


図 十津川村大字小野225番地の1 東経136度54分 北緯33度30分 標高177.0m

記号	
○	大字小野225番地の1
●	大字小野225番地の2
○	大字小野225番地の3
●	大字小野225番地の4
○	大字小野225番地の5
●	大字小野225番地の6
○	大字小野225番地の7
●	大字小野225番地の8
○	大字小野225番地の9
●	大字小野225番地の10
○	大字小野225番地の11
●	大字小野225番地の12
○	大字小野225番地の13
●	大字小野225番地の14
○	大字小野225番地の15
●	大字小野225番地の16
○	大字小野225番地の17
●	大字小野225番地の18
○	大字小野225番地の19
●	大字小野225番地の20
○	大字小野225番地の21
●	大字小野225番地の22
○	大字小野225番地の23
●	大字小野225番地の24
○	大字小野225番地の25
●	大字小野225番地の26
○	大字小野225番地の27
●	大字小野225番地の28
○	大字小野225番地の29
●	大字小野225番地の30
○	大字小野225番地の31
●	大字小野225番地の32
○	大字小野225番地の33
●	大字小野225番地の34
○	大字小野225番地の35
●	大字小野225番地の36
○	大字小野225番地の37
●	大字小野225番地の38
○	大字小野225番地の39
●	大字小野225番地の40
○	大字小野225番地の41
●	大字小野225番地の42
○	大字小野225番地の43
●	大字小野225番地の44
○	大字小野225番地の45
●	大字小野225番地の46
○	大字小野225番地の47
●	大字小野225番地の48
○	大字小野225番地の49
●	大字小野225番地の50
○	大字小野225番地の51
●	大字小野225番地の52
○	大字小野225番地の53
●	大字小野225番地の54
○	大字小野225番地の55
●	大字小野225番地の56
○	大字小野225番地の57
●	大字小野225番地の58
○	大字小野225番地の59
●	大字小野225番地の60
○	大字小野225番地の61
●	大字小野225番地の62
○	大字小野225番地の63
●	大字小野225番地の64
○	大字小野225番地の65
●	大字小野225番地の66
○	大字小野225番地の67
●	大字小野225番地の68
○	大字小野225番地の69
●	大字小野225番地の70
○	大字小野225番地の71
●	大字小野225番地の72
○	大字小野225番地の73
●	大字小野225番地の74
○	大字小野225番地の75
●	大字小野225番地の76
○	大字小野225番地の77
●	大字小野225番地の78
○	大字小野225番地の79
●	大字小野225番地の80
○	大字小野225番地の81
●	大字小野225番地の82
○	大字小野225番地の83
●	大字小野225番地の84
○	大字小野225番地の85
●	大字小野225番地の86
○	大字小野225番地の87
●	大字小野225番地の88
○	大字小野225番地の89
●	大字小野225番地の90
○	大字小野225番地の91
●	大字小野225番地の92
○	大字小野225番地の93
●	大字小野225番地の94
○	大字小野225番地の95
●	大字小野225番地の96
○	大字小野225番地の97
●	大字小野225番地の98
○	大字小野225番地の99
●	大字小野225番地の100



位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	20-1-08	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 十津川村長 更谷 慈禧	(所在地) 奈良県吉野郡十津川村大字小原2 2 5 番地の1												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)	(住所又は所在地)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考							
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢														
1	大字谷瀬	140-1	1293	10・13 14・69	山林原野	0.16 (0.27)	スギ	54^58	2021. 4. 1	10年 (2031. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照									
2	大字谷瀬	140-2							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照									
3	大字谷瀬	140-3							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照									
4	大字谷瀬	140-4							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照									
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>この計画に同意する。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">権利の設定を受ける市町村 (乙)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">住所 (同上)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">十津川村長 更谷 慈禧</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">別紙のとおり</td> </tr> </table> </div>															権利の設定を受ける市町村 (乙)	住所 (同上)	十津川村長 更谷 慈禧	印	権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	別紙のとおり		
権利の設定を受ける市町村 (乙)	住所 (同上)	十津川村長 更谷 慈禧	印																			
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	別紙のとおり																					

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権は設定しないものとする。</p>
	大字谷瀬	140-1	1293	
		140-2		
		140-3		
		140-4		
			10・13 14・69	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	
	大字谷瀬	140-1	1293		10・13 14・69
		140-2			
		140-3			
		140-4			

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

十津川村全図

高度672.35M

計画対象森林

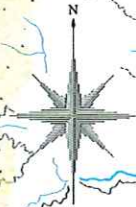
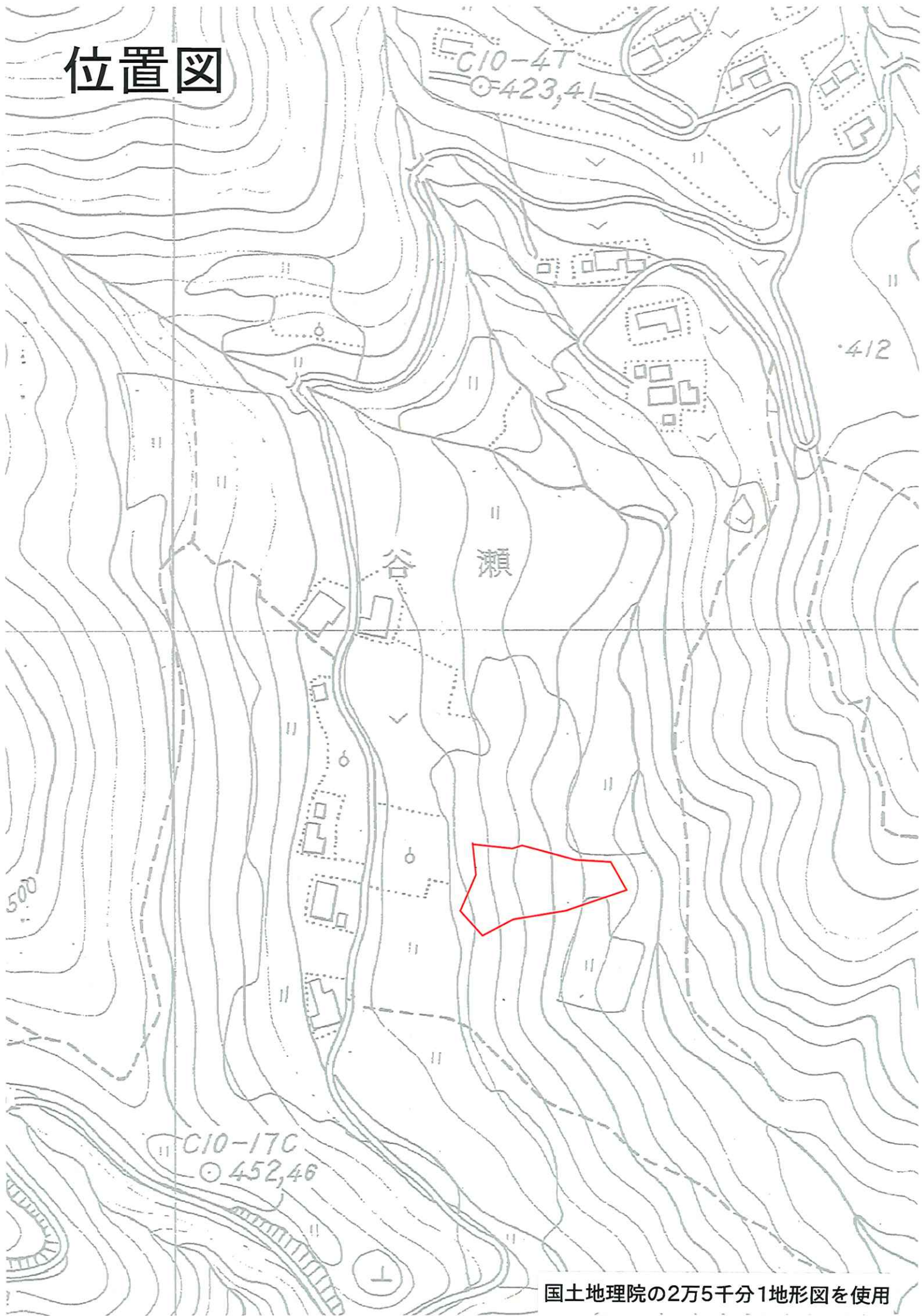


図 十津川村大字小野225番地の1 東経136度54分 北緯33度30分 標高177.0m

記号	
○	大字小野225番地の1
●	大字小野225番地の2
○	大字小野225番地の3
●	大字小野225番地の4
○	大字小野225番地の5
●	大字小野225番地の6
○	大字小野225番地の7
●	大字小野225番地の8
○	大字小野225番地の9
●	大字小野225番地の10
○	大字小野225番地の11
●	大字小野225番地の12
○	大字小野225番地の13
●	大字小野225番地の14
○	大字小野225番地の15
●	大字小野225番地の16
○	大字小野225番地の17
●	大字小野225番地の18
○	大字小野225番地の19
●	大字小野225番地の20
○	大字小野225番地の21
●	大字小野225番地の22
○	大字小野225番地の23
●	大字小野225番地の24
○	大字小野225番地の25
●	大字小野225番地の26
○	大字小野225番地の27
●	大字小野225番地の28
○	大字小野225番地の29
●	大字小野225番地の30
○	大字小野225番地の31
●	大字小野225番地の32
○	大字小野225番地の33
●	大字小野225番地の34
○	大字小野225番地の35
●	大字小野225番地の36
○	大字小野225番地の37
●	大字小野225番地の38
○	大字小野225番地の39
●	大字小野225番地の40
○	大字小野225番地の41
●	大字小野225番地の42
○	大字小野225番地の43
●	大字小野225番地の44
○	大字小野225番地の45
●	大字小野225番地の46
○	大字小野225番地の47
●	大字小野225番地の48
○	大字小野225番地の49
●	大字小野225番地の50
○	大字小野225番地の51
●	大字小野225番地の52
○	大字小野225番地の53
●	大字小野225番地の54
○	大字小野225番地の55
●	大字小野225番地の56
○	大字小野225番地の57
●	大字小野225番地の58
○	大字小野225番地の59
●	大字小野225番地の60
○	大字小野225番地の61
●	大字小野225番地の62
○	大字小野225番地の63
●	大字小野225番地の64
○	大字小野225番地の65
●	大字小野225番地の66
○	大字小野225番地の67
●	大字小野225番地の68
○	大字小野225番地の69
●	大字小野225番地の70
○	大字小野225番地の71
●	大字小野225番地の72
○	大字小野225番地の73
●	大字小野225番地の74
○	大字小野225番地の75
●	大字小野225番地の76
○	大字小野225番地の77
●	大字小野225番地の78
○	大字小野225番地の79
●	大字小野225番地の80
○	大字小野225番地の81
●	大字小野225番地の82
○	大字小野225番地の83
●	大字小野225番地の84
○	大字小野225番地の85
●	大字小野225番地の86
○	大字小野225番地の87
●	大字小野225番地の88
○	大字小野225番地の89
●	大字小野225番地の90
○	大字小野225番地の91
●	大字小野225番地の92
○	大字小野225番地の93
●	大字小野225番地の94
○	大字小野225番地の95
●	大字小野225番地の96
○	大字小野225番地の97
●	大字小野225番地の98
○	大字小野225番地の99
●	大字小野225番地の100



位置図



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	大字谷瀬	147	1293	75	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権は設定しないものとする。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	大字谷瀬	147	1293	75	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

十津川村全図

高度672.35M

計画対象森林

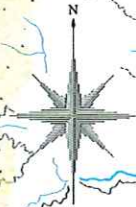
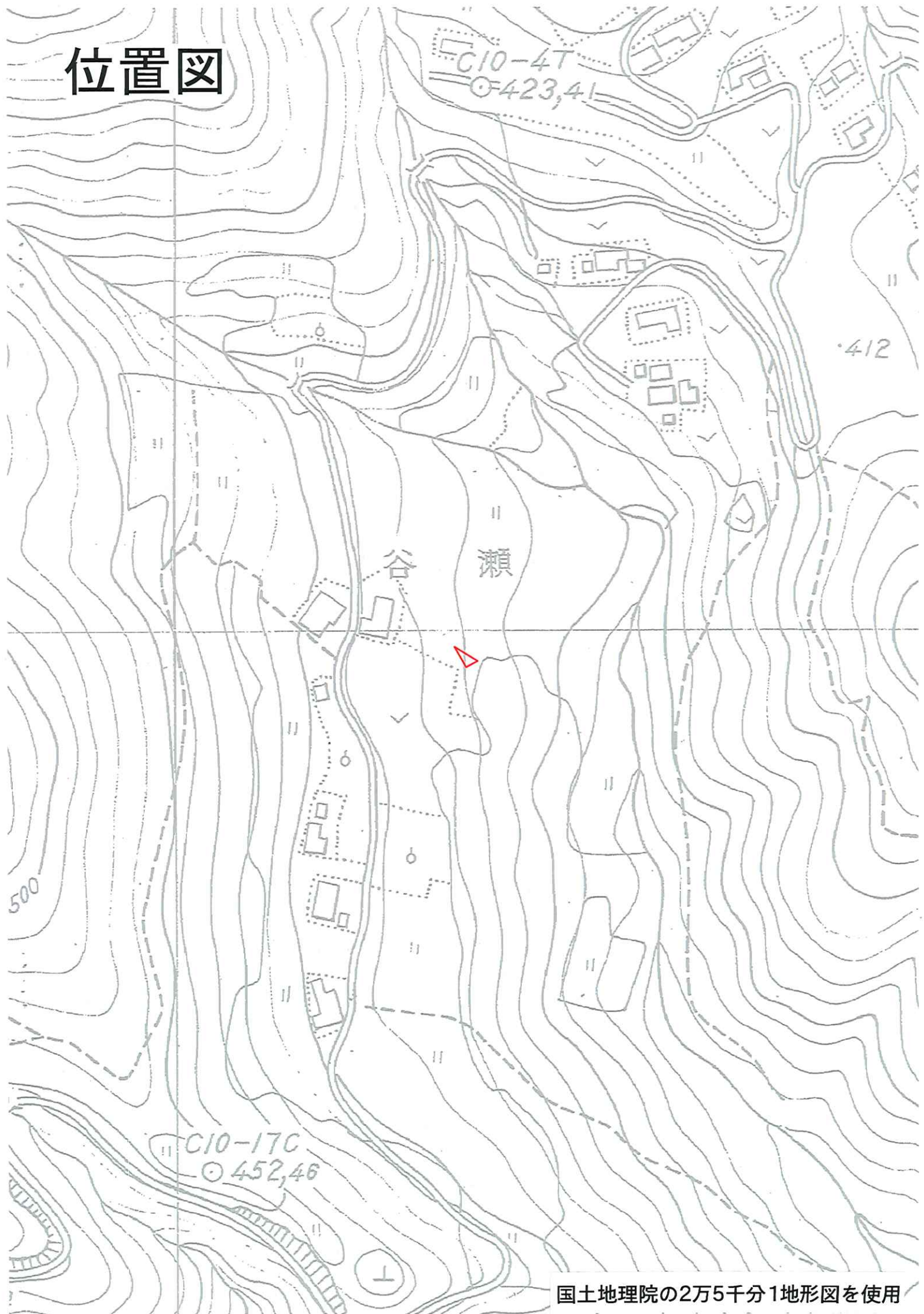


図 十津川村大字小野225番地の1 東経136度54分 北緯33度30分 標高177.0m

記号	
○	大字小野
●	大字小野225番地の1
○	大字小野225番地の2
○	大字小野225番地の3
○	大字小野225番地の4
○	大字小野225番地の5
○	大字小野225番地の6
○	大字小野225番地の7
○	大字小野225番地の8
○	大字小野225番地の9
○	大字小野225番地の10
○	大字小野225番地の11
○	大字小野225番地の12
○	大字小野225番地の13
○	大字小野225番地の14
○	大字小野225番地の15
○	大字小野225番地の16
○	大字小野225番地の17
○	大字小野225番地の18
○	大字小野225番地の19
○	大字小野225番地の20
○	大字小野225番地の21
○	大字小野225番地の22
○	大字小野225番地の23
○	大字小野225番地の24
○	大字小野225番地の25
○	大字小野225番地の26
○	大字小野225番地の27
○	大字小野225番地の28
○	大字小野225番地の29
○	大字小野225番地の30
○	大字小野225番地の31
○	大字小野225番地の32
○	大字小野225番地の33
○	大字小野225番地の34
○	大字小野225番地の35
○	大字小野225番地の36
○	大字小野225番地の37
○	大字小野225番地の38
○	大字小野225番地の39
○	大字小野225番地の40
○	大字小野225番地の41
○	大字小野225番地の42
○	大字小野225番地の43
○	大字小野225番地の44
○	大字小野225番地の45
○	大字小野225番地の46
○	大字小野225番地の47
○	大字小野225番地の48
○	大字小野225番地の49
○	大字小野225番地の50
○	大字小野225番地の51
○	大字小野225番地の52
○	大字小野225番地の53
○	大字小野225番地の54
○	大字小野225番地の55
○	大字小野225番地の56
○	大字小野225番地の57
○	大字小野225番地の58
○	大字小野225番地の59
○	大字小野225番地の60
○	大字小野225番地の61
○	大字小野225番地の62
○	大字小野225番地の63
○	大字小野225番地の64
○	大字小野225番地の65
○	大字小野225番地の66
○	大字小野225番地の67
○	大字小野225番地の68
○	大字小野225番地の69
○	大字小野225番地の70
○	大字小野225番地の71
○	大字小野225番地の72
○	大字小野225番地の73
○	大字小野225番地の74
○	大字小野225番地の75
○	大字小野225番地の76
○	大字小野225番地の77
○	大字小野225番地の78
○	大字小野225番地の79
○	大字小野225番地の80
○	大字小野225番地の81
○	大字小野225番地の82
○	大字小野225番地の83
○	大字小野225番地の84
○	大字小野225番地の85
○	大字小野225番地の86
○	大字小野225番地の87
○	大字小野225番地の88
○	大字小野225番地の89
○	大字小野225番地の90
○	大字小野225番地の91
○	大字小野225番地の92
○	大字小野225番地の93
○	大字小野225番地の94
○	大字小野225番地の95
○	大字小野225番地の96
○	大字小野225番地の97
○	大字小野225番地の98
○	大字小野225番地の99
○	大字小野225番地の100



位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	20-1-10	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 十津川村長 更谷 慈禧			(所在地) 奈良県吉野郡十津川村大字小原2 2 5番地の1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の 初期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	大字谷瀬	144	1293	15・16	山林	0.02 (0.06)	スギ	61	2021. 4. 1	10年 (2031. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
2	大字谷瀬	529	1293	72・73・74	山林	0.07 (0.1)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>この計画に同意する。</p> <p style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 権利の設定を受ける市町村(乙) 住所(同上) 十津川村長 更谷 慈禧 印 </p> <p style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 権利を設定する森林の森林所有者(甲) 別紙のとおり </p> </div>															

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	小班	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権は設定しないものとする。</p>
	大字谷瀬	144	1293	15・16	
		529	1293	72・73 74	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	大字谷瀬	144	1293	15・16	
		529	1293	72・73 74	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

十津川村全図

高度672.35M

計画対象森林

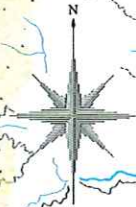
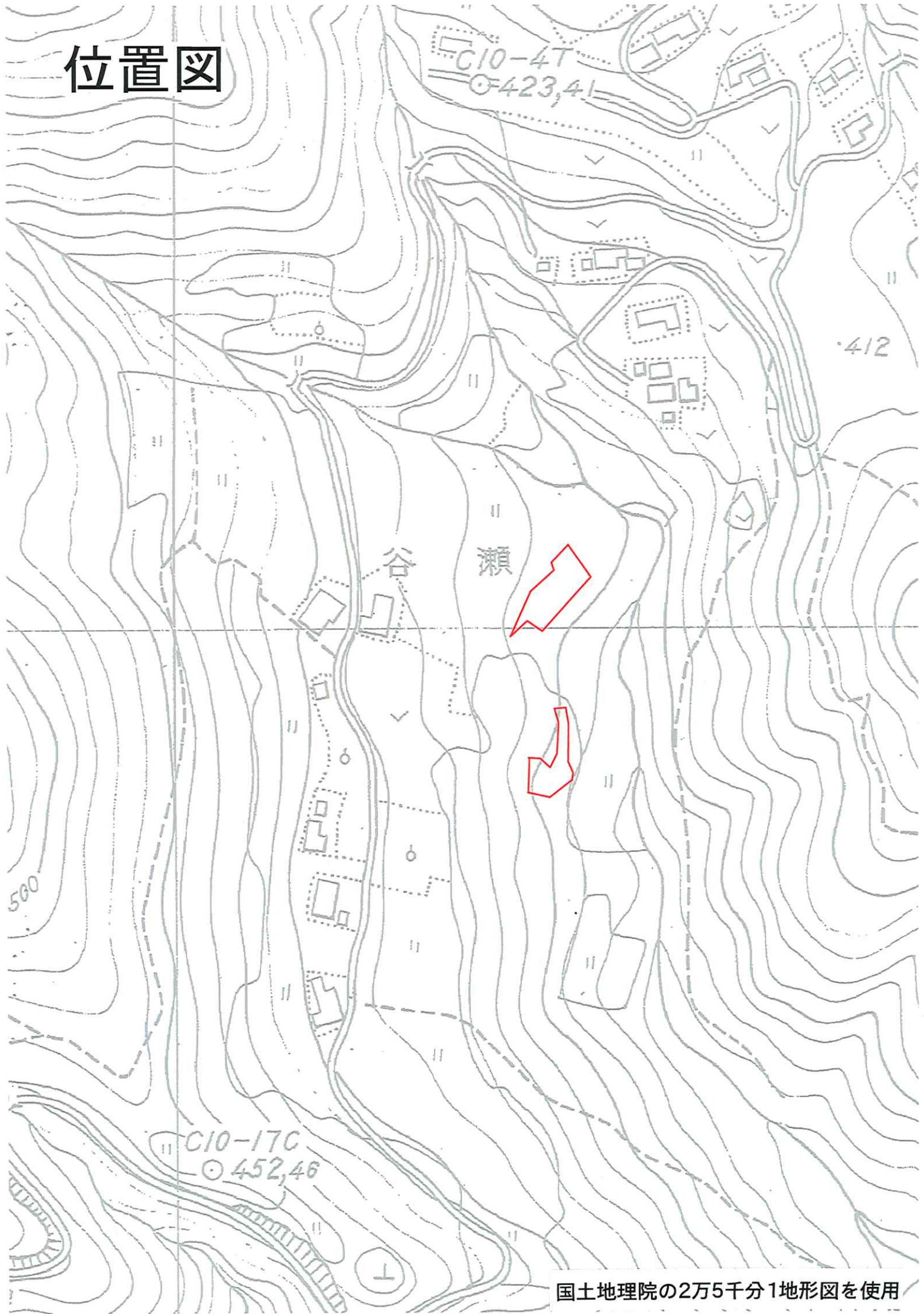


図 十津川村大字小野225番地の1 東経136度54分 北緯33度30分 標高177.0m

記号	
○	大字小野225番地の1
●	大字小野225番地の2
○	大字小野225番地の3
●	大字小野225番地の4
○	大字小野225番地の5
●	大字小野225番地の6
○	大字小野225番地の7
●	大字小野225番地の8
○	大字小野225番地の9
●	大字小野225番地の10
○	大字小野225番地の11
●	大字小野225番地の12
○	大字小野225番地の13
●	大字小野225番地の14
○	大字小野225番地の15
●	大字小野225番地の16
○	大字小野225番地の17
●	大字小野225番地の18
○	大字小野225番地の19
●	大字小野225番地の20
○	大字小野225番地の21
●	大字小野225番地の22
○	大字小野225番地の23
●	大字小野225番地の24
○	大字小野225番地の25
●	大字小野225番地の26
○	大字小野225番地の27
●	大字小野225番地の28
○	大字小野225番地の29
●	大字小野225番地の30
○	大字小野225番地の31
●	大字小野225番地の32
○	大字小野225番地の33
●	大字小野225番地の34
○	大字小野225番地の35
●	大字小野225番地の36
○	大字小野225番地の37
●	大字小野225番地の38
○	大字小野225番地の39
●	大字小野225番地の40
○	大字小野225番地の41
●	大字小野225番地の42
○	大字小野225番地の43
●	大字小野225番地の44
○	大字小野225番地の45
●	大字小野225番地の46
○	大字小野225番地の47
●	大字小野225番地の48
○	大字小野225番地の49
●	大字小野225番地の50
○	大字小野225番地の51
●	大字小野225番地の52
○	大字小野225番地の53
●	大字小野225番地の54
○	大字小野225番地の55
●	大字小野225番地の56
○	大字小野225番地の57
●	大字小野225番地の58
○	大字小野225番地の59
●	大字小野225番地の60
○	大字小野225番地の61
●	大字小野225番地の62
○	大字小野225番地の63
●	大字小野225番地の64
○	大字小野225番地の65
●	大字小野225番地の66
○	大字小野225番地の67
●	大字小野225番地の68
○	大字小野225番地の69
●	大字小野225番地の70
○	大字小野225番地の71
●	大字小野225番地の72
○	大字小野225番地の73
●	大字小野225番地の74
○	大字小野225番地の75
●	大字小野225番地の76
○	大字小野225番地の77
●	大字小野225番地の78
○	大字小野225番地の79
●	大字小野225番地の80
○	大字小野225番地の81
●	大字小野225番地の82
○	大字小野225番地の83
●	大字小野225番地の84
○	大字小野225番地の85
●	大字小野225番地の86
○	大字小野225番地の87
●	大字小野225番地の88
○	大字小野225番地の89
●	大字小野225番地の90
○	大字小野225番地の91
●	大字小野225番地の92
○	大字小野225番地の93
●	大字小野225番地の94
○	大字小野225番地の95
●	大字小野225番地の96
○	大字小野225番地の97
●	大字小野225番地の98
○	大字小野225番地の99
●	大字小野225番地の100



位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	20-1-11	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) 十津川村長 更谷 慈禧				(所在地) 奈良県吉野郡十津川村大字小原225番地の1						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	大字谷瀬	532	1293	16・40	山林 田	0.21 (0.21)	スギ	41~61	2021.4.1	10年 (2031.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	大字谷瀬	927		74・102					同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>この計画に同意する。</p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 十津川村長 更谷 慈禧 印 </p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 別紙のとおり </p> </div>														

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班 小班	
①	大字谷瀬	532	1293 16・40 74・102	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権は設定しないものとする。</p>
		927		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	
	大字谷瀬	532	1293		16・40
		927			74・102

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

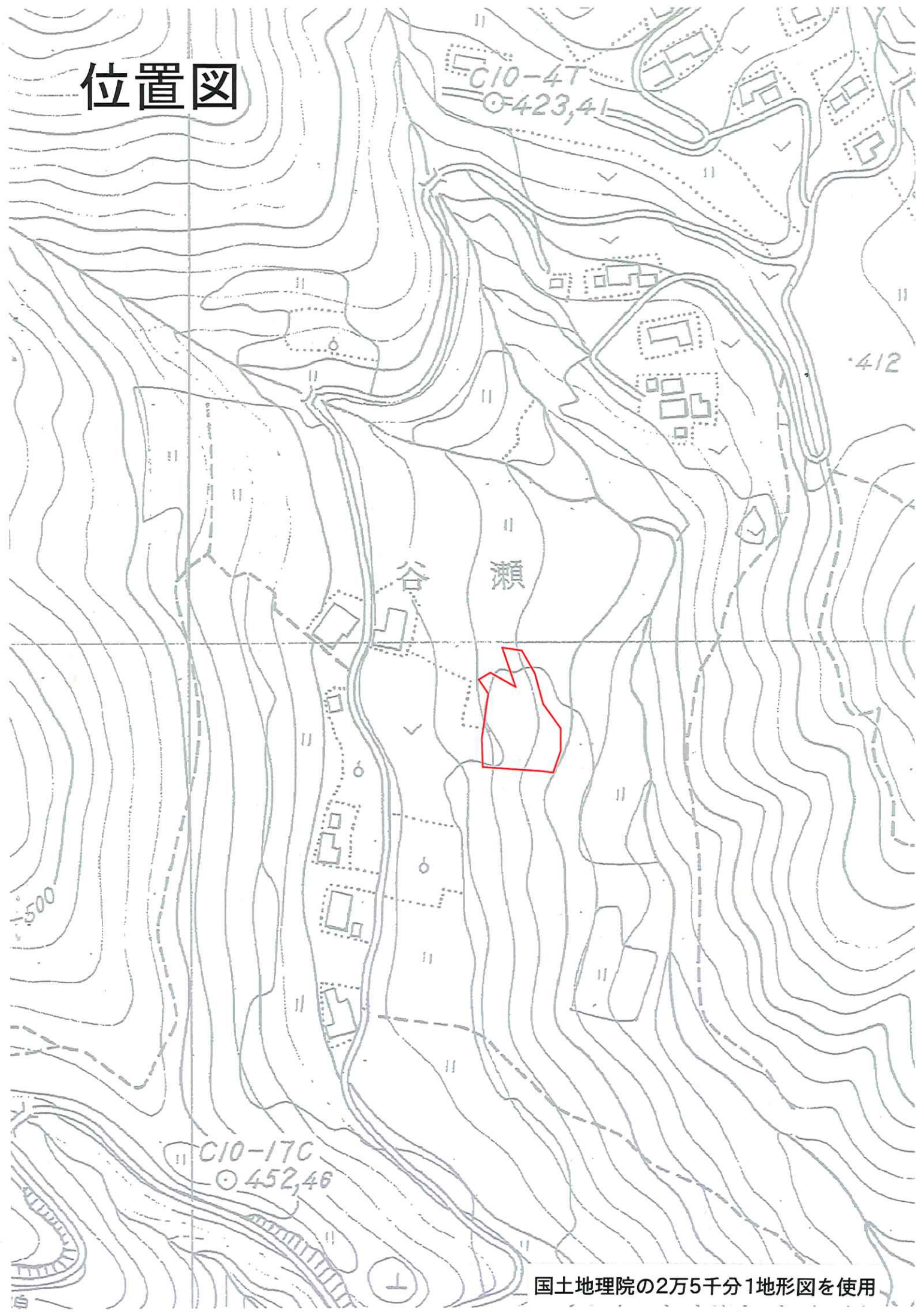
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

位置図



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	小班	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 経営管理実施権は設定しないものとする。
	大字谷瀬	898	1293	73	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	大字谷瀬	898	1293	73	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

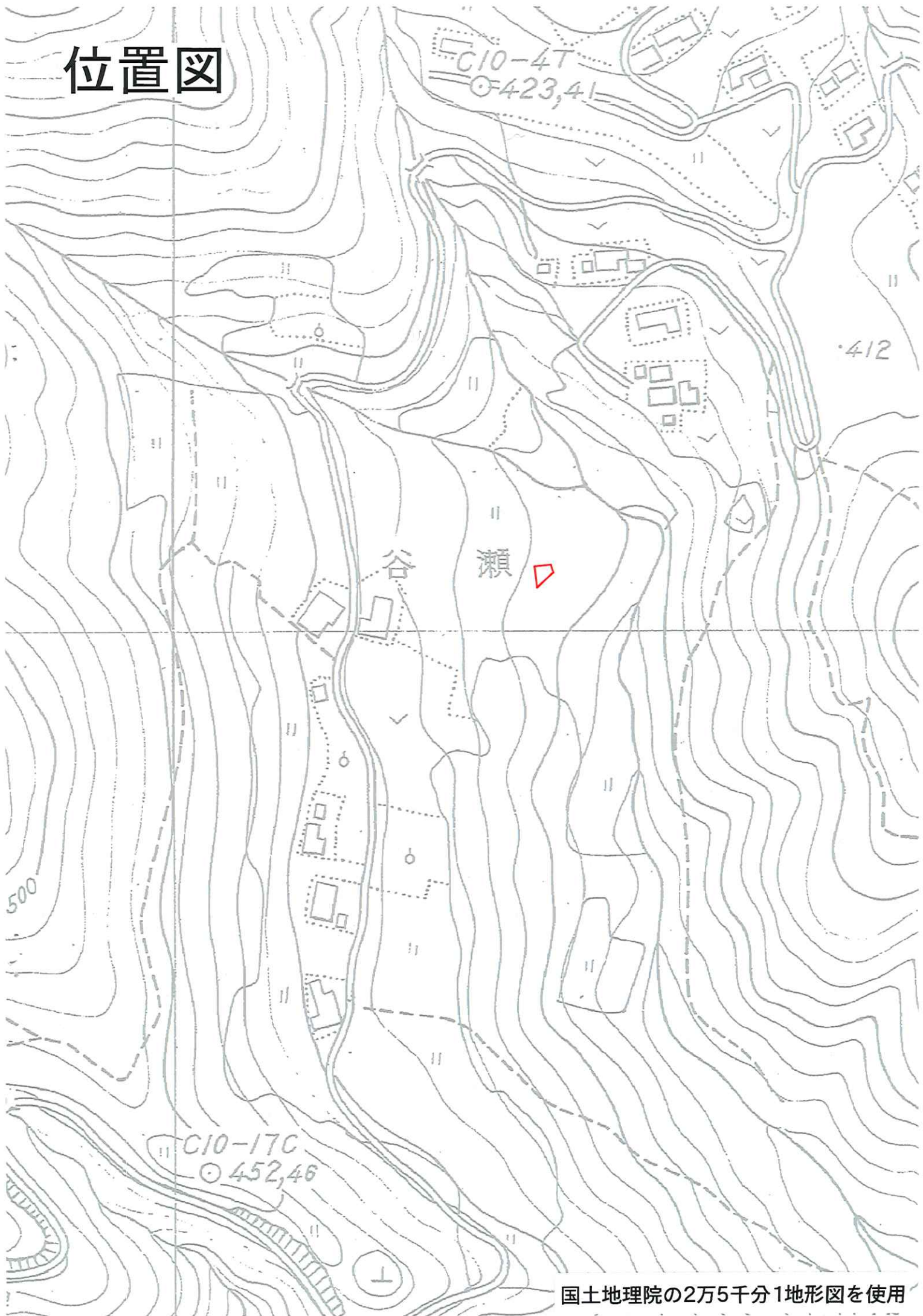
<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

位置図



別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

別紙

この計画に同意する。

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

印

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	大字谷瀬	137-5	1293	5	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権は設定しないものとする。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	大字谷瀬	137-5	1293	5	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

十津川村全図

高度672.35M

計画対象森林

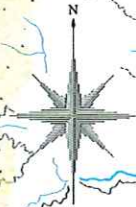
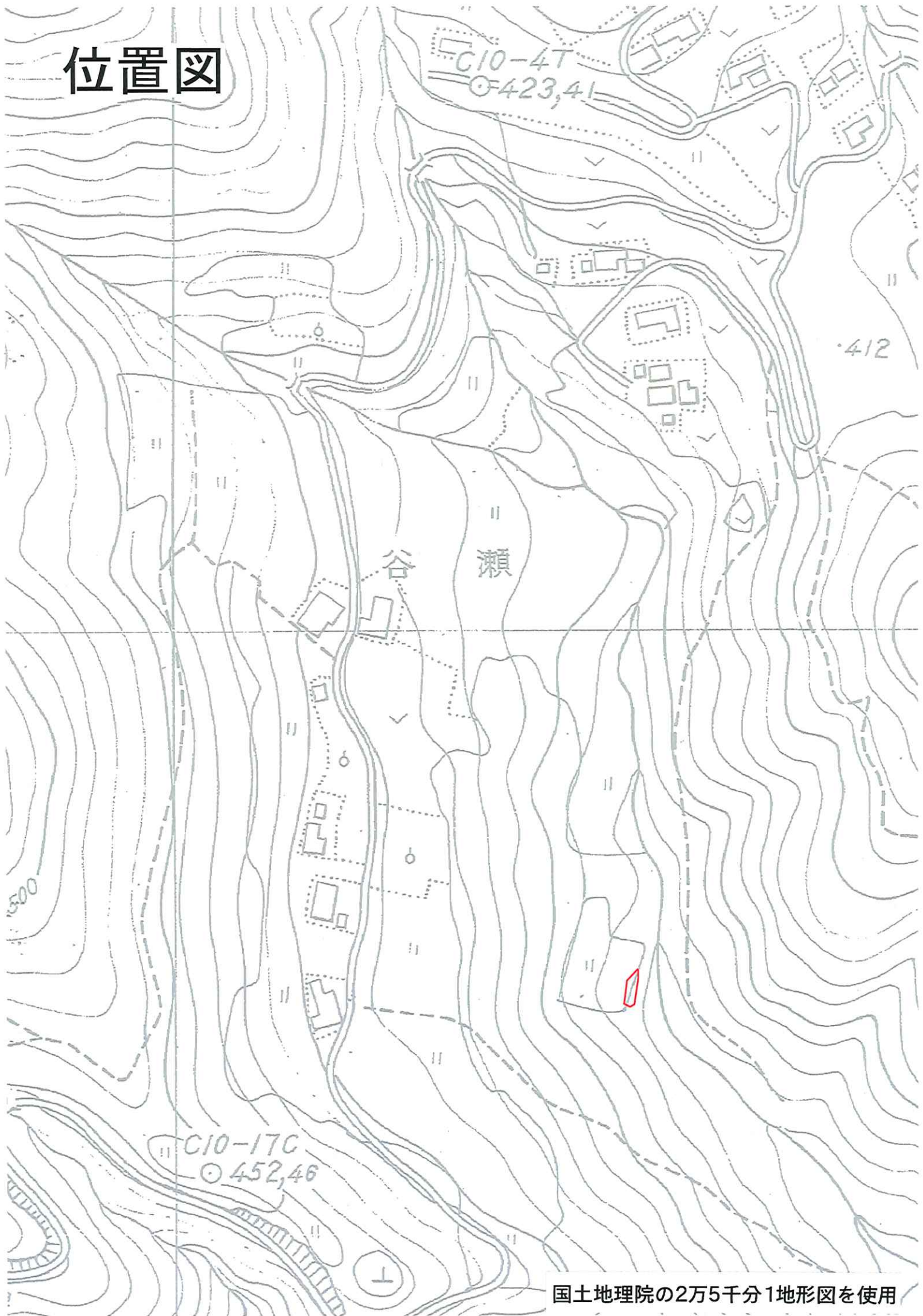


図 十津川村大字小野225番地の1 東経136度54分 北緯33度30分 標高177.2m

記号	
○	大字小野225番地の1
●	大字小野225番地の2
○	大字小野225番地の3
●	大字小野225番地の4
○	大字小野225番地の5
●	大字小野225番地の6
○	大字小野225番地の7
●	大字小野225番地の8
○	大字小野225番地の9
●	大字小野225番地の10
○	大字小野225番地の11
●	大字小野225番地の12
○	大字小野225番地の13
●	大字小野225番地の14
○	大字小野225番地の15
●	大字小野225番地の16
○	大字小野225番地の17
●	大字小野225番地の18
○	大字小野225番地の19
●	大字小野225番地の20
○	大字小野225番地の21
●	大字小野225番地の22
○	大字小野225番地の23
●	大字小野225番地の24
○	大字小野225番地の25
●	大字小野225番地の26
○	大字小野225番地の27
●	大字小野225番地の28
○	大字小野225番地の29
●	大字小野225番地の30
○	大字小野225番地の31
●	大字小野225番地の32
○	大字小野225番地の33
●	大字小野225番地の34
○	大字小野225番地の35
●	大字小野225番地の36
○	大字小野225番地の37
●	大字小野225番地の38
○	大字小野225番地の39
●	大字小野225番地の40
○	大字小野225番地の41
●	大字小野225番地の42
○	大字小野225番地の43
●	大字小野225番地の44
○	大字小野225番地の45
●	大字小野225番地の46
○	大字小野225番地の47
●	大字小野225番地の48
○	大字小野225番地の49
●	大字小野225番地の50
○	大字小野225番地の51
●	大字小野225番地の52
○	大字小野225番地の53
●	大字小野225番地の54
○	大字小野225番地の55
●	大字小野225番地の56
○	大字小野225番地の57
●	大字小野225番地の58
○	大字小野225番地の59
●	大字小野225番地の60
○	大字小野225番地の61
●	大字小野225番地の62
○	大字小野225番地の63
●	大字小野225番地の64
○	大字小野225番地の65
●	大字小野225番地の66
○	大字小野225番地の67
●	大字小野225番地の68
○	大字小野225番地の69
●	大字小野225番地の70
○	大字小野225番地の71
●	大字小野225番地の72
○	大字小野225番地の73
●	大字小野225番地の74
○	大字小野225番地の75
●	大字小野225番地の76
○	大字小野225番地の77
●	大字小野225番地の78
○	大字小野225番地の79
●	大字小野225番地の80
○	大字小野225番地の81
●	大字小野225番地の82
○	大字小野225番地の83
●	大字小野225番地の84
○	大字小野225番地の85
●	大字小野225番地の86
○	大字小野225番地の87
●	大字小野225番地の88
○	大字小野225番地の89
●	大字小野225番地の90
○	大字小野225番地の91
●	大字小野225番地の92
○	大字小野225番地の93
●	大字小野225番地の94
○	大字小野225番地の95
●	大字小野225番地の96
○	大字小野225番地の97
●	大字小野225番地の98
○	大字小野225番地の99
●	大字小野225番地の100



位置図



2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	大字谷瀬	138-1	1293	6・7	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権は設定しないものとする。</p>
		138-2			

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	大字谷瀬	138-1	1293	6・7	
		138-2			

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

十津川村全図

高度672.35M

計画対象森林

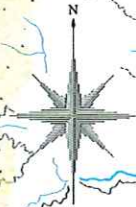
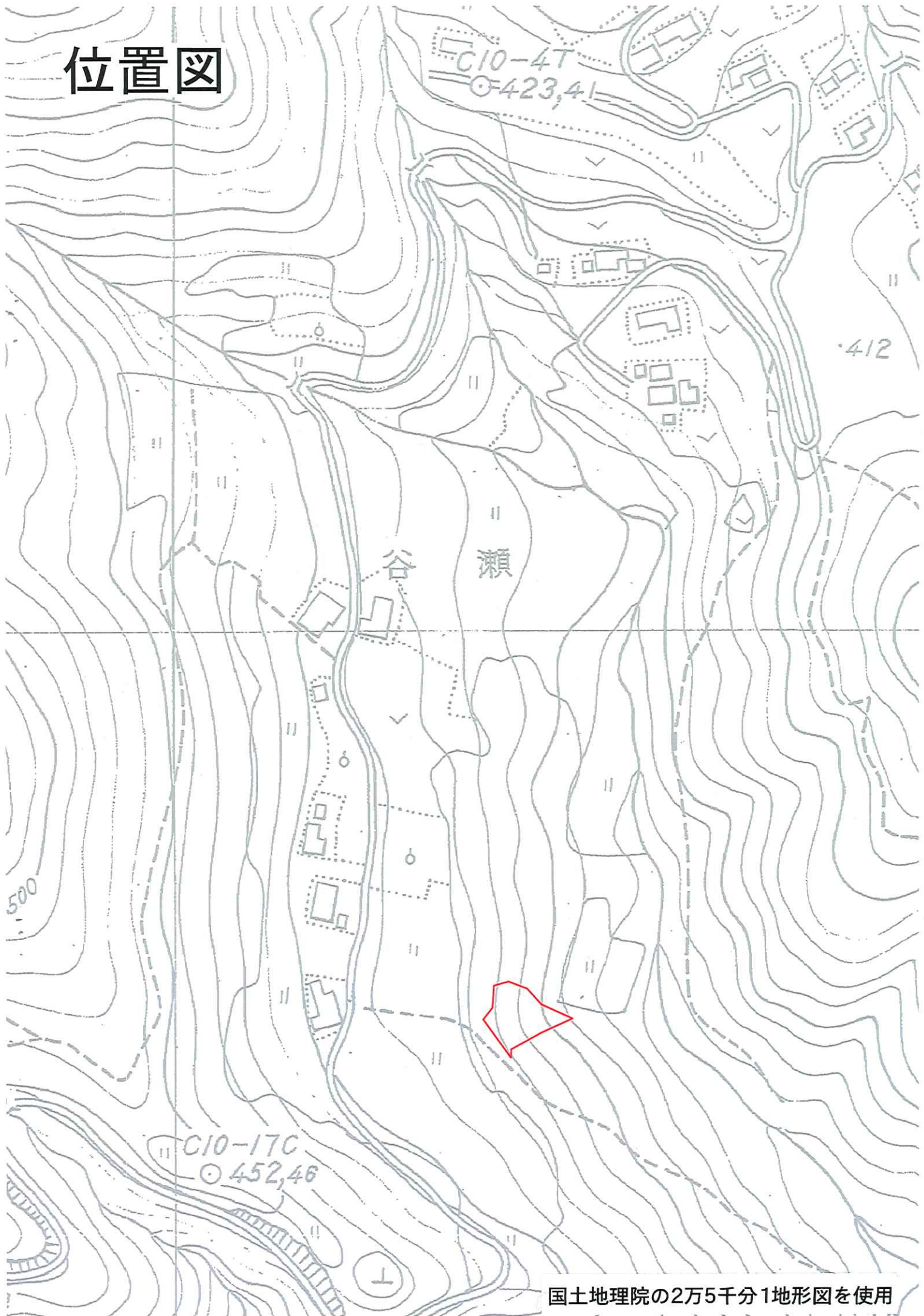


図 十津川村大字小野225番地の1 東経136度54分 北緯33度30分 標高177.0m

記号	
○	大字小野225番地の1
●	大字小野225番地の2
○	大字小野225番地の3
●	大字小野225番地の4
○	大字小野225番地の5
●	大字小野225番地の6
○	大字小野225番地の7
●	大字小野225番地の8
○	大字小野225番地の9
●	大字小野225番地の10
○	大字小野225番地の11
●	大字小野225番地の12
○	大字小野225番地の13
●	大字小野225番地の14
○	大字小野225番地の15
●	大字小野225番地の16
○	大字小野225番地の17
●	大字小野225番地の18
○	大字小野225番地の19
●	大字小野225番地の20
○	大字小野225番地の21
●	大字小野225番地の22
○	大字小野225番地の23
●	大字小野225番地の24
○	大字小野225番地の25
●	大字小野225番地の26
○	大字小野225番地の27
●	大字小野225番地の28
○	大字小野225番地の29
●	大字小野225番地の30
○	大字小野225番地の31
●	大字小野225番地の32
○	大字小野225番地の33
●	大字小野225番地の34
○	大字小野225番地の35
●	大字小野225番地の36
○	大字小野225番地の37
●	大字小野225番地の38
○	大字小野225番地の39
●	大字小野225番地の40
○	大字小野225番地の41
●	大字小野225番地の42
○	大字小野225番地の43
●	大字小野225番地の44
○	大字小野225番地の45
●	大字小野225番地の46
○	大字小野225番地の47
●	大字小野225番地の48
○	大字小野225番地の49
●	大字小野225番地の50
○	大字小野225番地の51
●	大字小野225番地の52
○	大字小野225番地の53
●	大字小野225番地の54
○	大字小野225番地の55
●	大字小野225番地の56
○	大字小野225番地の57
●	大字小野225番地の58
○	大字小野225番地の59
●	大字小野225番地の60
○	大字小野225番地の61
●	大字小野225番地の62
○	大字小野225番地の63
●	大字小野225番地の64
○	大字小野225番地の65
●	大字小野225番地の66
○	大字小野225番地の67
●	大字小野225番地の68
○	大字小野225番地の69
●	大字小野225番地の70
○	大字小野225番地の71
●	大字小野225番地の72
○	大字小野225番地の73
●	大字小野225番地の74
○	大字小野225番地の75
●	大字小野225番地の76
○	大字小野225番地の77
●	大字小野225番地の78
○	大字小野225番地の79
●	大字小野225番地の80
○	大字小野225番地の81
●	大字小野225番地の82
○	大字小野225番地の83
●	大字小野225番地の84
○	大字小野225番地の85
●	大字小野225番地の86
○	大字小野225番地の87
●	大字小野225番地の88
○	大字小野225番地の89
●	大字小野225番地の90
○	大字小野225番地の91
●	大字小野225番地の92
○	大字小野225番地の93
●	大字小野225番地の94
○	大字小野225番地の95
●	大字小野225番地の96
○	大字小野225番地の97
●	大字小野225番地の98
○	大字小野225番地の99
●	大字小野225番地の100



位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	20-1-15	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 十津川村長 更谷 慈禧			（所在地） 奈良県吉野郡十津川村大字小原2 2 5番地の1		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）			（住所又は所在地）		
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の 始期	経営管理権 の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	大字谷瀬	530	1293	74	山林	0.07 (0.06)	スギ	56	2021. 4. 1	10年 (2031. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
2	大字谷瀬	537	1293	77	山林	0.03 (0.03)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この計画に同意する。</p> <p style="margin-left: 40px;">権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p style="margin-left: 40px;">住 所（同上） 十津川村長 更谷 慈禧</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">印</p> <p style="margin-left: 40px;">権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p> <p style="margin-left: 40px;">住 所（同上）</p> </div>														

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - （4） （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	大字谷瀬	530	1293	74	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権は設定しないものとする。</p>
	大字谷瀬	537	1293	77	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	大字谷瀬	530	1293	74	
	大字谷瀬	537	1293	77	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

十津川村全図

高度672.35M

計画対象森林

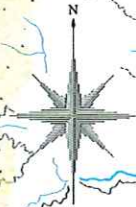
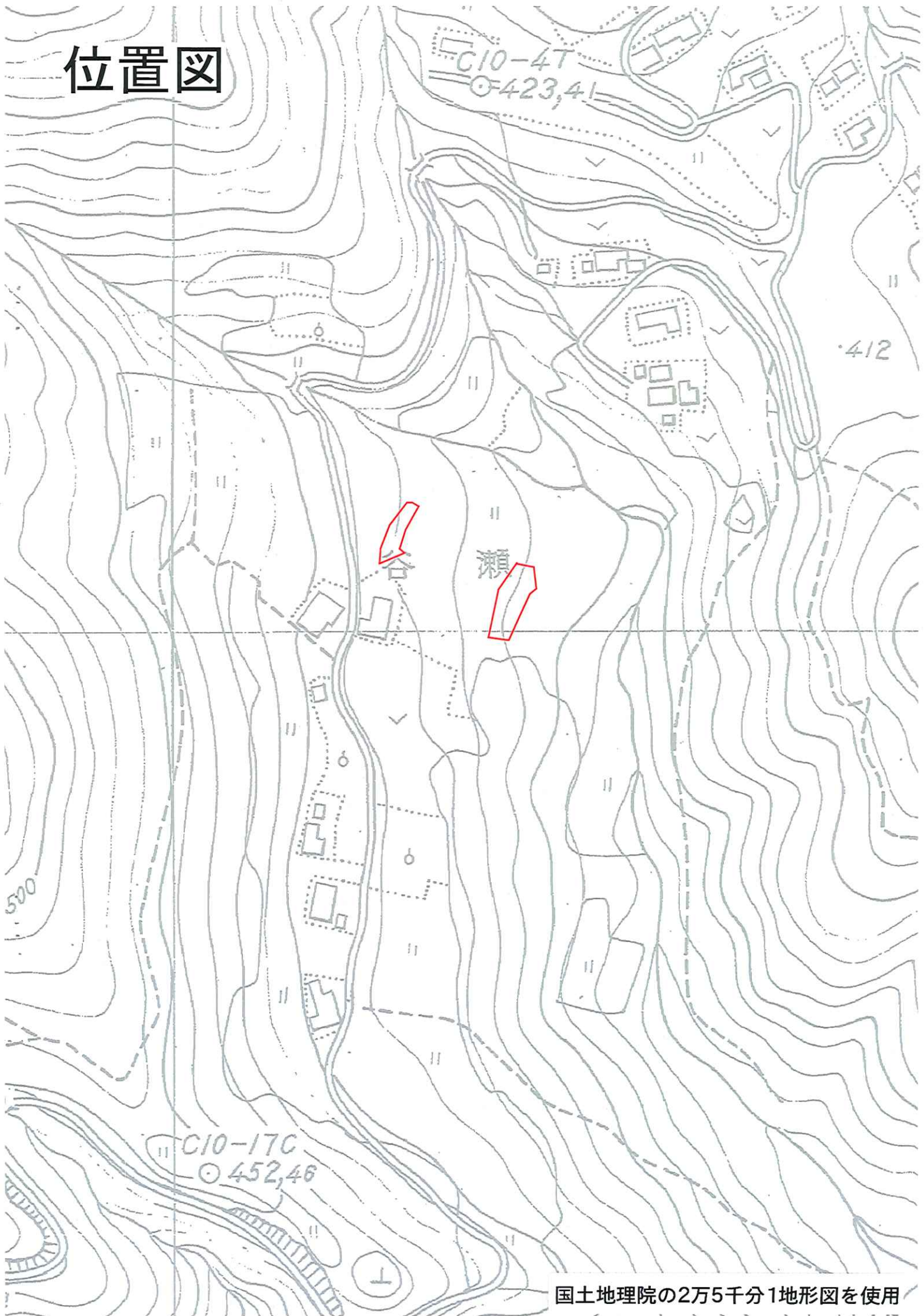


図 十津川村大字小野225番地の1 東経136度54分 北緯33度30分 標高177.0m

記号	
○	大字小野225番地の1
●	大字小野225番地の2
○	大字小野225番地の3
●	大字小野225番地の4
○	大字小野225番地の5
●	大字小野225番地の6
○	大字小野225番地の7
●	大字小野225番地の8
○	大字小野225番地の9
●	大字小野225番地の10
○	大字小野225番地の11
●	大字小野225番地の12
○	大字小野225番地の13
●	大字小野225番地の14
○	大字小野225番地の15
●	大字小野225番地の16
○	大字小野225番地の17
●	大字小野225番地の18
○	大字小野225番地の19
●	大字小野225番地の20
○	大字小野225番地の21
●	大字小野225番地の22
○	大字小野225番地の23
●	大字小野225番地の24
○	大字小野225番地の25
●	大字小野225番地の26
○	大字小野225番地の27
●	大字小野225番地の28
○	大字小野225番地の29
●	大字小野225番地の30
○	大字小野225番地の31
●	大字小野225番地の32
○	大字小野225番地の33
●	大字小野225番地の34
○	大字小野225番地の35
●	大字小野225番地の36
○	大字小野225番地の37
●	大字小野225番地の38
○	大字小野225番地の39
●	大字小野225番地の40
○	大字小野225番地の41
●	大字小野225番地の42
○	大字小野225番地の43
●	大字小野225番地の44
○	大字小野225番地の45
●	大字小野225番地の46
○	大字小野225番地の47
●	大字小野225番地の48
○	大字小野225番地の49
●	大字小野225番地の50
○	大字小野225番地の51
●	大字小野225番地の52
○	大字小野225番地の53
●	大字小野225番地の54
○	大字小野225番地の55
●	大字小野225番地の56
○	大字小野225番地の57
●	大字小野225番地の58
○	大字小野225番地の59
●	大字小野225番地の60
○	大字小野225番地の61
●	大字小野225番地の62
○	大字小野225番地の63
●	大字小野225番地の64
○	大字小野225番地の65
●	大字小野225番地の66
○	大字小野225番地の67
●	大字小野225番地の68
○	大字小野225番地の69
●	大字小野225番地の70
○	大字小野225番地の71
●	大字小野225番地の72
○	大字小野225番地の73
●	大字小野225番地の74
○	大字小野225番地の75
●	大字小野225番地の76
○	大字小野225番地の77
●	大字小野225番地の78
○	大字小野225番地の79
●	大字小野225番地の80
○	大字小野225番地の81
●	大字小野225番地の82
○	大字小野225番地の83
●	大字小野225番地の84
○	大字小野225番地の85
●	大字小野225番地の86
○	大字小野225番地の87
●	大字小野225番地の88
○	大字小野225番地の89
●	大字小野225番地の90
○	大字小野225番地の91
●	大字小野225番地の92
○	大字小野225番地の93
●	大字小野225番地の94
○	大字小野225番地の95
●	大字小野225番地の96
○	大字小野225番地の97
●	大字小野225番地の98
○	大字小野225番地の99
●	大字小野225番地の100



位置図



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	20-1-16	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 十津川村長 更谷 慈禧			（所在地） 奈良県吉野郡十津川村大字小原2 2 5 番地の1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）			（住所又は所在地）			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の 始期	経営管理権 の 存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	大字谷瀬	649	1295	12・13	山林	0.21 (0.22)	スギ	52~61	2021. 4. 1	10年 (2031. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この計画に同意する。</p> <p style="margin-left: 40px;">権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p style="margin-left: 40px;">住 所（同上） 十津川村長 更谷 慈禧</p> <p style="margin-left: 40px;">権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p> <p style="margin-left: 40px;">住 所（同上）</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">印</p> </div>															

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3） （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4） （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	大字谷瀬	649	1295	12・13	<p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>○ 経営管理実施権は設定しないものとする。</p>

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	大字谷瀬	649	1295	12・13	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

位置図

C11-18A
○ 543,12



C10-4T
○ 423,41

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	20-1-17	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 十津川村長 更谷 慈禧			(所在地) 奈良県吉野郡十津川村大字小原225番地の1				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢							
1	大字谷瀬	576-1	1293	40.75 78.102	山林	0.07 (0.10)	スギ	41~61	2021.4.1	10年 (2031.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
2	大字谷瀬	576-2							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
3	大字谷瀬	531	1293	74.75 77.78	山林	0.13 (0.25)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
4	大字谷瀬	534-1							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
5	大字谷瀬	534-2							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
6	大字谷瀬	534-3							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
7	大字谷瀬	536							同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)	住所(同上)	十津川村長 更谷 慈禧	印
権利を設定する森林の森林所有者(甲)	住所(同上)	XXXXXXXXXX	

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効果があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、該当森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
① 大字谷瀬	576-1	1293	40・75 78・102	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は公道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 経営管理実施権は設定しないものとする。
	576-2			
	531	1293	74・75 77・78	
	534-1			
	534-2			
	534-3			
	536			

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

		対象森林			木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算出方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	大字谷瀬	576-1	1293	40・75	
		576-2		78・102	
		531	1293	74・75 77・78	
		534-1			
		534-2			
		534-3			
		536			

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

十津川村全図

高度672.35M

計画対象森林

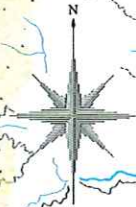


図 十津川村大字小野225番地の1 東経136度54分 北緯33度30分 標高177.0m

記号	
○	大字小野225番地の1
●	大字小野225番地の2
○	大字小野225番地の3
●	大字小野225番地の4
○	大字小野225番地の5
●	大字小野225番地の6
○	大字小野225番地の7
●	大字小野225番地の8
○	大字小野225番地の9
●	大字小野225番地の10
○	大字小野225番地の11
●	大字小野225番地の12
○	大字小野225番地の13
●	大字小野225番地の14
○	大字小野225番地の15
●	大字小野225番地の16
○	大字小野225番地の17
●	大字小野225番地の18
○	大字小野225番地の19
●	大字小野225番地の20
○	大字小野225番地の21
●	大字小野225番地の22
○	大字小野225番地の23
●	大字小野225番地の24
○	大字小野225番地の25
●	大字小野225番地の26
○	大字小野225番地の27
●	大字小野225番地の28
○	大字小野225番地の29
●	大字小野225番地の30
○	大字小野225番地の31
●	大字小野225番地の32
○	大字小野225番地の33
●	大字小野225番地の34
○	大字小野225番地の35
●	大字小野225番地の36
○	大字小野225番地の37
●	大字小野225番地の38
○	大字小野225番地の39
●	大字小野225番地の40
○	大字小野225番地の41
●	大字小野225番地の42
○	大字小野225番地の43
●	大字小野225番地の44
○	大字小野225番地の45
●	大字小野225番地の46
○	大字小野225番地の47
●	大字小野225番地の48
○	大字小野225番地の49
●	大字小野225番地の50
○	大字小野225番地の51
●	大字小野225番地の52
○	大字小野225番地の53
●	大字小野225番地の54
○	大字小野225番地の55
●	大字小野225番地の56
○	大字小野225番地の57
●	大字小野225番地の58
○	大字小野225番地の59
●	大字小野225番地の60
○	大字小野225番地の61
●	大字小野225番地の62
○	大字小野225番地の63
●	大字小野225番地の64
○	大字小野225番地の65
●	大字小野225番地の66
○	大字小野225番地の67
●	大字小野225番地の68
○	大字小野225番地の69
●	大字小野225番地の70
○	大字小野225番地の71
●	大字小野225番地の72
○	大字小野225番地の73
●	大字小野225番地の74
○	大字小野225番地の75
●	大字小野225番地の76
○	大字小野225番地の77
●	大字小野225番地の78
○	大字小野225番地の79
●	大字小野225番地の80
○	大字小野225番地の81
●	大字小野225番地の82
○	大字小野225番地の83
●	大字小野225番地の84
○	大字小野225番地の85
●	大字小野225番地の86
○	大字小野225番地の87
●	大字小野225番地の88
○	大字小野225番地の89
●	大字小野225番地の90
○	大字小野225番地の91
●	大字小野225番地の92
○	大字小野225番地の93
●	大字小野225番地の94
○	大字小野225番地の95
●	大字小野225番地の96
○	大字小野225番地の97
●	大字小野225番地の98
○	大字小野225番地の99
●	大字小野225番地の100



位置図

